

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門

第3回規制支援審議会
議事要旨

日時：平成28年3月11日（金）10時00分～11時35分

場所：航空会館 502会議室

出席者（敬称略、順不同）：

委員：田尾委員長、青木委員、有田委員、小田委員、山田委員、（ご欠席：代谷委員）

オブザーバ：倉崎、迎、市川（原子力規制庁）

原子力機構：三浦、中村(武)、江尻、尾野、本間、中山、中村(秀)、助川、田中、大井川、埴

議事次第：

1. 前回答申への対応状況
2. 安全研究・防災支援部門の活動概況
3. 受託研究、共同研究、委託研究の実施状況
4. センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況について

配布資料リスト：

規審3-0 : 議事次第（案）

規審3-1 : 規制支援審議会委員名簿

規審3-2 : 第2回規制支援審議会議事要旨

規審3-3 : 規制支援審議会の答申への対応について

規審3-4 : 安全研究・防災支援部門の活動概況

規審3-5 : 安全研究・防災支援部門の人員、予算の状況

規審3-6 : 受託研究、委託研究、共同研究の実施状況

規審3-7 : センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況について

規審参3-1 : 「部門が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について」の審議結果（答申）

規審参3-2 : 国立研究開発法人評価 JAEA 部会（平成27年8月7日）参考資料16 : 「規制支援審議会の答申（平成27年1月）への対応について」

議事：

1. 前回答申への対応状況

事務局から規審3-3、規審参3-1及び規審参3-2に基づき、第2回規制支援審議会の答申の概要と答申への対応状況の確認方法についての説明が行われ、了承された。

2. 安全研究・防災支援部門の活動概況

事務局から規審3-4及び規審3-5に基づき、安全研究・防災支援部門の活動概況について説明が行われた。

委員から、老朽化した施設への措置費用の手当についての質問があった。原子力機構から、JMTRの配管漏えいや排気塔対応など緊急性を要する事象には理事長裁量で対応中であり、長期的対策は保全計画を立てて進めているところであることが回答された。

委員から、今後必要な人員数についての質問があった。原子力機構から、平成27年度と28年度に新人を6名ずつ採用して人員は増加しているところであり、理事長からは60名から90名程度へ増員していくことが表明されていることが回答された。

委員から、保障措置分析と原子力防災分野における国際的な活動・貢献内容とIAEA文書（追加議定書）との関連性について質問があった。原子力機構から、IAEAから指定された分析所としての核不拡散のための保障措置分析及び各国の緊急事態応答に関する人材育成などの活動概況が説明された。また、IAEA文書（追加議定書）との関連性については後ほど確認することが回答された。

委員から、兼務者と特定課題推進員との位置づけの違いについての質問があった。原子力機構から、兼務者は原子力機構の他部門の所属者であり、安全研究・防災支援部門に兼務をかけて規制のための研究を実施してもらう人員であることが説明された。

委員から、制定した受託事業を進めるための「ルール」に沿った運営を行っていくうえで、人の確保に支障は生じなかったか質問があった。原子力機構から、これまでのところ支障は発生していないことが回答された。

3. 受託研究、共同研究、委託研究の実施状況

事務局から、規審3-6に基づいて、受託研究、共同研究、委託研究の実施状況について説明が行われた。

委員から、共同研究への従事者に対する制限について質問があった。原子力機構から、運営費交付金で実施している研究については制限がないこと、受託事業に係わる共同研究は「ルール」に従って制限され、相手方の国籍は問わないことが回答された。

委員から、受託事業従事者の「ルール」に基づく確認方法について質問があった。原子力機構から、原子力機構内他部門からの兼務者については個人を把握しているためペーパーレスであること、他機関からの派遣者については書面で確認していることが回答された。

委員から、再委託に関しては、人を含めた実施状況を期中でモニタリングすること、受託事業実施にあたっての倫理的観点からの考え方の通知も含め契約書で再委託機関に「ルール」の遵守を担保させることが有効であるとの意見があった。

委員から、従事者が以前に推進研究を行っており利益相反のリスクを伴う場合、対象の安全研究とのクリアランス期間はどうコントロールするのかとの質問があった。原子力機構から、前後に従事する業務内容で判断すべきであり、運用状況については審議会で確認願いたいとの回答があった。

委員から、中立性等の確認においては、説明を受ける相手側の立場に立って説明責任が果たせるかどうかの視点が重要との意見があった。

4. センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況について

事務局から、規審3-7に基づいて、センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況について説明が行われた。

委員から、センター長の決裁権限を超える決裁について、被規制側の部門を兼務する部門長の中立性については、短期的には現状の運用で担保されていると思われるとの意見があった。一方で、そもそも被規制側の部門を兼務すること自体は説明しきれないため、中長期的に改善していくことを議論されたいとの意見があった。

委員から、中立性と透明性を担保した運営がなされているか、今後も引き続き確認していくことが必要であることとの意見があった。

5. その他

事務局から、次回審議会は、中立性・透明性に係る実施状況を確認していただくことを念頭に平成28年度末ごろの開催を目途とし、後日委員にお諮りして調整する旨の説明があった。

以上